

質問1

医師課税の特例は、社会保険診療収入に係る必要経費を実際に支出した経費又は生じた損失がいくらかであるかにかかわらず、その保険診療収入に一定の経費率を乗じて求めた金額とすることだそうです。その経費率とはいくらですか。

回答

経費率は、社会保険診療収入金額が5,000万円以下であり、かつ当該個人が営む医業又は歯科医業から生ずる事業所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が7,000万円以下であるときに適用でき、その階層に応じて72%から57%の4段階にわかれています。

医師課税の特例計算における経費率は、平成元年分以後、社会保険診療収入金額が5,000万円以下であり、かつ、当該個人が営む医業又は歯科医業から生ずる事業所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が7,000万円以下であるときに適用でき、次のとおり定められています。

実務上次の速算表を用いて計算するのが便宜です。

改正後の経費率		社会保険診療収入の特例経費速算表	
収入階層	経費率	社会保険診療収入	計算式
2,500万円以下の部分	72%	2,500万円以下の場合	社保収入×72%
2,500万円超 3,000万円以下の部分	70%	2,500万円超 3,000万円以下の場合	社保収入×70% + 50万円
3,000万円超 4,000万円以下の部分	62%	3,000万円超 4,000万円以下の場合	社保収入×62% + 290万円
4,000万円超 5,000万円以下の部分	57%	4,000万円超 5,000万円以下の場合	社保収入×57% + 490万円
		〔計算例〕(社会保険診療収入4,500万円の場合)	
		4,500万円 - (4,500万円×57% + 490万円) = <u>1,445万円</u>	

質問2

開業医をしてありますが、開業以来、特例経費の規定を適用して所得の計算をすることとしています。ところで、聞くとところによりますと、社会保険診療報酬支払基金から支払われた診療報酬であっても特例経費が適用されないこともあるそうですが、それはどうしてでしょうか。

回答

医師課税の特例経費は、適正な社会保険診療報酬に限って適用されます。

新聞、テレビ等のマスコミの報道するところによりますと、医業や歯科医業を営む方々の一部に、実際には診療等を行っていないのに診療等を行ったようにして診療報酬を支払基金に請求する、いわゆる社会保険診療報酬の不正請求をする人がいるとのこと。

しかし、医師課税の特例経費の規定は、医業又は歯科医業を営む個人が、租税特別措置法第26条第2項に掲示されている各法律の規定に基づいて行った給付や医療、介護、助産若しくはサービスについて支払を受ける金額(すなわち社会保険診療報酬)について適用があります。

したがって、社会保険診療報酬として支払基金等から支払を受けた金額であっても、社会保険診療報酬の計算に関する法律等に照らして適正な金額を超える部分の金額については、医師課税の特例経費の規定は適用されないこととなります。

なお、適正な金額を超える部分の金額であっても、受け取っている限りにおいては課税の対象となり、所得計算上は、その不正請求の態様に応じ、①診療等を行い社会保険診療報酬として請求できないものを社会保険診療報酬として請求したものについては、自由診療に係る収入となり、②診療を行っていないのに行ったようにして請求したものについては、診療収入以外の医業又は歯科医業に付随する収入(いわゆる雑収入)として取り扱われることとなります。